

お申込手続方法について

アプラスビジネスカード / アプラスビジネスカードゴールド

■アプラスビジネスカード または アプラスビジネスカードゴールドの申込書(PDF)をダウンロード後、プリントアウト(印刷)してご利用ください。

※白黒印刷でも構いません。

- 1枚目…… ① お申込手続方法について (本用紙)
- 2枚目…… ② アプラスビジネスカード(アプラスビジネスカードゴールド)入会申込書
- 3枚目…… ③ 「アプラス法人カード会員規約(要約)」、「個人情報の取扱いに関する同意条項」
- 4枚目…… ④ 「犯罪による収益の移転防止に関する法律」に基づく確認事項
- 5枚目…… ⑤ アプラス預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書
- 6枚目…… ⑥ 申込書送付用宛先ラベル (封筒に貼ってご利用ください)
- 7枚目…… ⑦ 入会申込書記入例 (法人用)
- 8枚目…… ⑧ 入会申込書記入例 (個人事業主用)
- 9枚目…… ⑨ 本人確認書類等ご提出のお願い

■プリントアウトいただいた②申込書の右上に記載の[お申込みにあたっての注意事項]をご確認のうえ、⑦⑧の記入例を参考に必要事項を申込書にご記入・ご捺印ください。

※初回お申込時のご利用可能枠(ご希望利用可能枠)について、アプラスビジネスカードは最大50万円まで、アプラスビジネスカードゴールドは最大100万円までとさせていただきます。

■③の会員規約(要約)、個人情報の取扱いに関する同意条項をよくお読みいただき、右下の署名・捺印欄に、必ず代表者ご本人様(個人事業主の場合はご本人様)がご署名・ご捺印ください。

※法人の場合は代表者様のご署名、代表者様の個人の印鑑をご捺印ください。

■④の「犯罪による収益の移転防止に関する法律」に基づく確認事項についてご記入ください。

※法人の場合、(2)「①実質的支配者の本人特定事項について」および「②外国PEPsに関する確認事項について」をご記入ください。

※個人事業主(個人)の場合、(1)「外国PEPsに関する確認事項について」をご記入ください。

■⑤のアプラス預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書にお引落し口座の情報をご記入・ご捺印ください。

※法人の場合は法人名義の口座、個人事業主の場合はご本人名義の口座がお支払口座としてご登録いただけます。

■⑨に記載の本人確認書類をご用意ください。

※法人の場合、法人の本人確認書類および事業内容が確認できる書類と、代表者様の本人確認書類が必要です。

※法人の本人確認書類が登記事項証明書の場合、事業内容が確認できる書類は不要です。

■②③④⑤の書類および⑨に記載の本人確認書類を封筒に入れ、⑥の宛先ラベルと切手を貼付のうえご送付ください。

書類一式到着後、申込みを受付させていただきます。

ご記入内容の不備やご提出書類の不備・不足があった場合は、別途弊社よりご案内いたします。

お申込内容のご確認のため、代表者様(連帯保証人予定者。個人事業主の場合はご本人様)へご連絡させていただく場合がございます。

法人によるお申込みの場合、犯罪による収益の移転防止に関する法律に基づき、代表者様(申込手続を行われた取引の任にあたってご担当者)の本人確認書類記載のご住所に、取引関係文書として申込書の写しを転送不要の簡易書留にて送付させていただきます。弊社で配達(受取)完了を確認後、カードの発行手続を行います。

3 お申込みにあたって

- 「個人情報の取扱いに関する同意事項」および「会員規約(要約)」をよくお読みになり、「会員申込書」に必要事項をご記入ください。
- お客さまが営業のためにまたは営業として、商品・権利の購入や役務の提供を受ける場合は、原則として割賦販売法の消費者保護規定の適用はありませんのでご注意ください。
- 入会審査時、所定の審査がございます。場合によっては意に沿えないこともございますので、あらかじめご了承ください。
- 入会審査時、アプラスから確認のお電話をさせていただきます。
- 以下の会員規約は、アプラス法人カード会員規約を要約したものです。アプラス法人カード会員規約全文および個人情報の取扱いに関する同意事項全文は、法令で規定された大きさ(8ポイント)で印刷してカードお届け時に同封いたします。

アプラス法人カード会員規約(要約)

- (法人会員およびカード使用者)** 法人会員は、カード使用者が利用したクレジットカード代金について責任を負うこととなります。また、法人会員は自ら規約を遵守するとともに、カード使用者にも規約を遵守させる義務を負います。
- (契約の成立)** カードショッピングに係る基本契約は、当社が法人会員の入会を承諾した時に成立するものとします。
- (連帯保証人)** 連帯保証人は、本規約を承諾のうえ、法人会員と連帯して保証債務の履行責任を負うものとします。なお、当社が申込みを承諾後、カード契約の成立と同時に保証契約も成立するものとします。
- (情報提供)** 法人会員は、本契約の締結または更新に先立ち、連帯保証人に対し、法人会員の財産および収支状況、その他必要な情報の提供を行ったことを表明し、保証します。また、連帯保証人は、法人会員から当該情報の提供を受けたことを表明し、保証します。
- (カードの貸与、有効期限、利用目的)** カード使用者1名につき各1枚のクレジットカードを貸与します。また、カードの表面または裏面に印字された本人に限り利用でき、他人に貸与・譲渡・質入れ、担保提供等することはできません。カードの有効期限はカードに表示しています。有効期限満了後において当社が引続き会員として適当と認められた場合、更新カードを発行いたします。なお、会員は事業費決済のためにのみ、カードを利用することができるものとします。事業費決済以外の個人としてのカードの利用はできません。
- (年会費)** 法人会員は、当社所定の年会費および消費税を当社所定の時期に支払うものとします。また、支払済の年会費は返還いたしません。
- (暗証番号)** 会員は、暗証番号に生年月日/自宅電話番号等他人に容易に知られる番号の使用を避けるものとします。他に知られることのないよう十分注意するものとします。※当社から暗証番号を会員へ電話等で開くことは一切ありません。
- (カードの機能)** 会員は、当社ならびに当社と契約している加盟店、当社と業務提携しているクレジットカード会社の加盟店、カードに付帯している国際カードブランドに加盟したクレジットカード会社・金融機関と契約した加盟店でカードショッピングを利用いただけます。
- (付帯サービス等)** 会員は、当社またはその提携会社が提供するカード付帯サービスおよび特典(内容・プログラムをみます)。を利用することができます。会員が利用できる付帯サービスおよび特典(ポイント)については、当社から会員に対し別途通知します。
- (支払い)** カード利用による利用代金の支払いについては、毎月27日(金融機関休業日の場合は翌営業日)を支払日とし、原則、法人会員があらかじめ届出た金融機関口座から口座振替により支払うものとします。ただし、あらかじめ当社が他の方法として認められた場合、あるいは口座手続きが不備となつた場合は、当社が指定した方法で支払うものとします。
- (カードの利用可能枠)** カードの利用可能枠は、カード情報等を利用分を合計して当社が決定した額までとします。
- (費用等の負担)** 法人会員は、口座振替以外の方法でカード利用代金を支払う場合の送金手数料、カード情報等の利用、その他費用・手数料等に課税される消費税等公租公課および支払遅延や契約締結に関する書類作成費用を負担するものとします。
- (カードの紛失・盗難・偽造)** 法人会員およびカード使用者は、カード情報等を紛失・盗難・その他不法行為があったときは、速やかに当社に連絡のうえ、警察または交番に届出し、当社に届出書を提出するものとします。
- (カードの再発行)** 当社が、カード情報等の盗難・紛失・その他事由により再発行を会員が希望した場合は、審査の上原則再発行いたします。その際、再度発行手数料は別途定めるものとします。
- (期限の利益喪失)** 法人会員は、分割支払(回数返済手数料の各回ごとの支払金額)または分金決済(リボ払いの各回ごとの支払金額)またはボーナス一括払い・ボーナス二括払いの支払金の支払いを遅滞したとき、当社が下記22.の規定により本カード契約を解除した場合、その他当社が定める事由に該当した場合は、期限の利益を失い、残債を一括して支払うものとします。
- (販売ならびにカードの利用停止と返却)** 法人会員は、販売の際には当社に届出を行うものとします。また、当社が定める事由に該当した場合は法人会員およびカード使用者に通知することなくカード情報等の利用を停止し、または法人会員の資格を喪失させることができるものとします。法人会員は、その際カードを当社に返却または破壊するものとします。
- (カードの破棄等)** 販売・更新前カード等利用不可のカードについて、会員は、カードを切断する等利用不能な状態にしたうえで、破棄するか当社へ返却するものとします。
- (届出事項の変更)** 法人会員は、法人名、商号、所在地、代表者、住所、氏名、電話番号、指定預金口座等を変更した場合には、当社所定の方法により、当社に届出するものとします。
- (諸法に準じた適用)** 諸契約に関する準拠法は日本の法律が適用されるものと、法人会員は、当社が請求に応じて本人確認等に必要となる書類を提示、または提出するものとします。
- (債権譲渡)** 法人会員は、当社が債権および権利を第三者に担保提供し、または、譲渡すること、当社が譲渡した債権等を再び譲渡することを承諾するものとします。
- (含意管轄裁判所)** 法人会員は、紛争が生じた場合、訴訟のいかなる場合も、法人会員の住所、購入地および当社の本社、各支店、各センター所在地を管轄裁判所または地方裁判所を管轄裁判所とすることに同意するものとします。
- (反社会的勢力の排除)** (1) 会員は、自らが、現在、次の各号のいずれにも該当しないこと、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。① 暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時が5年を経過している者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等組織ほか口まはしは特殊能力者団等のその他これらに準ずる者(以下、これを総称して「反社会的勢力」といいます。)であること。② 反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係を有すること。③ 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。④ 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、または、反社会的勢力を利用していると認められる関係を有すること。⑤ 反社会的勢力に対し、不当な便宜を提供するものを利用していると認められる関係を有すること。⑥ その他役員等または経営に実質的に関与している者が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること。(2) 会員は、自らが第三者を利用して、次の各号のいずれかに該当する行為を行わないことを確約するものとします。① 暴力団の要求行為、法的責任を超えた不当な要求行為。③ 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為。④ 風説を流布し、偽計を用いるまたは威力を用いて当社の信用を毀損し、または当社の業務を妨害する行為。⑤ その他前各号に準ずる行為。(3) 当社は、会員が(1)もしくは(2)の規定に違反している疑いがあるとき認められた場合には、本規約に基づきカード情報等の利用を一時的に停止することができるものとします。(4) 会員が(1)もしくは(2)のいずれかに該当した場合は、または(1)もしくは(2)の規定に基づき確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合のいずれかであつて、当社とのカード契約を継続することが不適切である当社が認める場合には、当社は、直ちに会員とのカード契約を解除することができるものとします。【要約/法人202409版】

個人情報の取扱いに関する同意事項

- (個人情報の収集・利用の同意)**
第1条(個人情報の収集・利用の同意)
1. カード入会申込書および会員(連帯保証人を含む。以下これを総称して「会員」といいます。は、株式会社アプラス(以下「当社」といいます。))が、カード契約(申込みを含む。以下「本契約」といいます。))ならびに今後の取引に係る当社との取引の与信管理、与信後の管理のため、以下の各号の情報(以下「個人情報」といいます。))を保護措置を講じたうえで収集(インターネット等からの取得も含む。))し、利用することに同意します。なお、当該利用目的は、お客さまの個人情報(取引履歴、ウェブサイト閲覧履歴その他の行動履歴等の情報および共同利用等)により、広告配信や与信判断等を含みます。
① 当社所定の申込書(電磁的申込書を含む)に会員が記載した氏名、性別、年齢、生年月日、住所、電話番号、メールアドレス、勤務先、家族構成、住居状況、お取引ニーズに関する情報、運転免許証等の番号、会員の使用するデバイスおよびブラウザに関する情報、届出電話番号の現在および過去の有効性(通話可能か否か)に関する情報等の「属性情報」(本契約締結後に当社が会員から通知を受ける等)により取得した個人情報を含む。
② 本契約に関する契約の種類、申込日、契約日、利用可能枠、支払方法、振替口座等の「契約情報」
③ 本契約に関する利用履歴の残高、月々の返済状況、履歴等に関する「取引情報」
④ 会員が申告した会員の年収(世帯年収を含む)、資産、負債等、当社が収集している他のクレジット等の利用履歴および債務の返済状況等「支払能力の判断のための情報」
⑤ 電話帳、住宅地図、登録簿謄本、官報等の一般に公開されている情報
⑥ 映像、音声情報(個人の肖像、音声を磁気的または光学的媒体等に記録したもの)
(2) 会員は、当社が本契約を行うことが会員本人に相違ないかを確認するため運転免許証・パスポート等の証明書の記載内容を確認すること(写しの入手を含む)、または当社が住民票の写し等を徴すること(本契約締結後に住所確認を行う場合を含む。))に同意します。
(3) 提携カードの場合、会員は、提携カードの提携会社(カード裏面に記載されている提携会社または当社所定の申込書に記載の取扱提携加盟店。以下「提携会社」といいます。))が提携会社における商品代金を決済するため、および売買契約・債務提供契約等(以下「売買契約等」といいます。))に伴うサービスの履行のため、ならびに提携会社において会員情報の管理のために当社が提携会社に対して(1)の①、②の個人情報を提供すること、および売買契約等に関する事務処理に必要な情報を当社から提供を受けることに同意します。
(4) 会員は、当社が本契約の締結内容および後日の交渉内容を事後の証拠のために収集することに同意します。
(5) 当社は、個人情報を、契約終了後5年間保有するものとします。ただし、他の法令等で保有期間の定めがあるものについては、当該法令の定めによります。
- (個人情報の与信関連業務以外の利用・提供の同意)**
第2条(個人情報の与信関連業務以外の利用・提供の同意)
(1) 会員は、当社が、当社の「ショッピングクレジット事業」「カード事業」「集金代行事業」「リス事業」「融資事業」「保証事業」その他当社が定款に記載されている事業における以下の利用目的の達成に必要な範囲において、第1条(1)の①、②および③のうち履歴に関する個人情報を利用することに同意します。
① 新商品情報のお知らせ、関連するアフターサービスのために利用する場合。
② 市場調査、商品開発のために利用する場合。

- ③ 書面や其他媒体(電話を含む。))による広告宣伝、販売促進活動、営業案内、貸付の契約に関する勧誘のために利用する場合。なお、当社の具体的な事業内容については、当社のホームページに掲載しております。
- (2) 会員は、当社が、当社の親会社・子会社・グループ企業・提携先企業から委託を受けて、当該企業の広告宣伝、販売促進活動等を実施目的のため、第1条(1)の①、②および③のうち履歴に関する個人情報を利用することに同意します。
- (3) 提携カードの場合、会員は、提携会社が、(1)乃至③の目的のため、および提携会社の親会社・子会社・グループ企業・提携先企業から委託を受けて当該企業の広告宣伝、販売促進活動を実施するために、当社が提携会社に対して、第1条(1)の①、②の個人情報を提供することに同意します。また、当社が提携会社の委託を受けて、提携会社が周知している情報を集約して提示することに同意します。

- 第3条(SBI新生銀行グループにおける共同利用)**
会員は、当社が、株式会社SBI新生銀行(以下「SBI新生銀行」といいます。))およびそのグループ企業(以下「SBI新生銀行」といいます。))と共同して「SBI新生銀行グループ」といいます。のうち個人情報の共同利用について提携する企業における以下の利用目的の達成に必要な範囲において、第1条(1)の①乃至③の個人情報(ただし、次条の個人信用情報機関から取得した個人情報を除く。))をこれらの者と共同して利用することに同意します。なお、当該利用目的には、お客さまの個人情報(取引履歴、ウェブサイト閲覧履歴その他の行動履歴等の情報を含みます。))を分析して推測した、お客さまの趣味・嗜好や信用度等に応じて行つたもの(例えば、広告配信や与信判断等)を含みます。
① 会員へSBI新生銀行グループ各社および提携会社の各種商品・サービスのご案内のため
② 会員が利用されている商品・サービスのアフターサービス、およびグループ特典・優遇のご提供のため
③ 各種商品・サービスの提供に際しての判断のため
④ SBI新生銀行グループによる各種リスクの把握、与信後の管理および適切な経営管理のため
※ 当該共同利用に関する個人情報の管理については、SBI新生銀行が責任を負うものとします。SBI新生銀行の住所・代表者はこちら 会社概要 | SBI新生銀行について | 企業・IR | SBI新生銀行 (sbishinseibank.co.jp)
※ SBI新生銀行グループとは、SBI新生銀行、ならびにSBI新生銀行の有価証券報告書等に記載するSBI新生銀行の連結子会社および持分法適用関連会社をいい、共同利用の場合は、そのうち個人情報の共同利用について提携する企業を別途当社のホームページにて公表します。

- 第4条(個人信用情報機関への登録・利用の同意)**
(1) 会員は、当社が加盟する個人信用情報機関(個人の支払能力に関する情報の収集および加盟会員に対する当該情報の提供を業とする者。以下「加盟機関」といいます。))および加盟機関と提携する個人信用情報機関(以下「提携機関」といいます。))に照会し、会員および当会員の配偶者(配偶者合算貸付契約の申込みまたは締結をし、当該契約に係る情報が登録されている配偶者に限る。以下「同じ。))の個人情報(加盟機関の加盟会員によって登録される情報、貸金業協会から登録を依頼された情報、官報情報など加盟機関が独自に収集・登録する情報を含む。))が登録されている場合には、会員の支払能力・返済能力の調査の目的に限り、それを利用することに同意します。
(2) 会員は、本契約に関する客観的な取引事実に基づく個人情報が、加盟機関に下表に定める期間登録され、加盟機関および提携機関の加盟会員より、会員の支払能力・返済能力に関する調査(与信判断のほか与信後の管理を含む。以下「同じ。))の目的に限り、利用されることに同意します。
(3) 会員は、本契約について支払停止の抗弁の申出を行った場合には、その旨が加盟機関にその抗弁に関する調査期間中登録され、加盟機関および提携機関の加盟会員に提供されることに同意します。
(4) 加盟機関の名称・住所・問合わせ電話番号は以下のとおりです。なお、当社が本契約期間中に新たに個人信用情報機関に加盟し、会員の個人情報を登録・利用する場合は、別途書面により通知し、同意を得るものとします。
【加盟機関の名称・住所・電話番号と登録される情報および登録期間】
名称:株式会社シー・アイ・シー(略称CIC) ※ 裁判執行法および貸金業法に基づく指定信用情報機関
住所:〒160-8375 東京都新宿区西新宿1-23-7 新宿ファーストウエスト15階
電話番号:0570-666-414 URL:https://www.cic.co.jp/

登録情報	登録期間
氏名、生年月日、住所、電話番号、勤務先等の本人情報	下記のいずれかが登録されている期間
本契約に係る申込みをした事実	当社が信用情報を照会した日より6ヶ月間
本契約に関する客観的な取引事実	契約期間中および契約終了後5年以内
提携先の支払いを延滞等した事実	契約期間中および契約終了後5年以内

- 加盟機関へ登録する情報は、氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、勤務先、勤務先電話番号、運転免許証等の記号番号等の本人を特定するための情報、契約の種類、契約日、貸付日、契約額または利用可能枠、貸付額、保証額、商品名およびその数量、回数、期間、支払回数等の契約内容に関する情報、および入金日、入金予定日、利用残高、割賦残高、年間請求予定額、支払日、完済日、延滞等の支払状況に関する情報の全部または一部となります。また、これらの項目に於いて、本人確認資料の紛失・盗難・与信自粛申出等の本人申告情報が登録されます。
- 提携機関の名称・住所・電話番号は以下のとおりです。
① 名称:株式会社日本信用情報機構(略称 JICC)
住所:〒110-0014 東京都台東区北土上野1丁目10番14号 住友不動産上野ビル5号館
電話番号:0570-055-955 URL:https://www.jicc.co.jp
② 名称:全国銀行個人信用情報センター(略称 KSC)
住所:〒100-8216 東京都千代田区丸の内1-3-1
電話番号:03-3214-6020 URL:https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/
※ 各個人信用情報機関の加盟資格、加盟企業名等の詳細は、上記の各個人信用情報機関が開示しているホームページをご覧ください。

- 第5条(個人情報の預託等の同意)**
会員は、当社が事務処理(コンピュータ事務、代金決済事務およびこれらに付随する事務等)を第三者に業務委託する場合に、当社が個人情報の保護措置を講じたうえで、第1条(1)により収集した個人情報を受託者に預託することに同意します。
(2) 会員は、当社が債権管理回収に関する特別措置法に基づき、下記債権回収会社に債権回収の委託(債権譲渡を含む。))をする場合、第1条(1)の①、②、③の情報(以下「債権回収会社」に「預託」提供することに同意します。
【当社が債権回収の委託をする債権回収会社】
① 名称:エム・ユー・フロンティア債権回収株式会社
住所:〒164-0012 東京都中野区本町2丁目4番6号1号
② 名称:アルファ債権回収株式会社
住所:〒104-0033 東京都中央区新川一丁目28番23号 東京ダイヤビルディング5号館

- 第6条(個人情報の開示・訂正・削除)**
(1) 会員は、当社および第4条で記載する個人信用情報機関に収集されている自己に関する個人情報を、個人情報の保護に関する法律に定めるところにより開示するよう請求することができるものとします。
① 当社に開示を求める場合には、第11条に記載の窓口または各センター等にご連絡ください。開示請求手続き(受付窓口、受付方法、必要書類、手数料等)の詳細についてはお答えします。また、開示請求手続きにつきましては、当社ホームページに掲載しております。
② 個人信用情報機関の開示を求める場合には、第4条に記載の個人信用情報機関に連絡してください。
(2) 前項に基づく当社への開示請求により、個人情報の内容が事実でないことが判明した場合には、当社は速やかに訂正または削除に応じるものとします。

- 第7条(本規約不同意の場合の措置)**
会員は、会員が本契約において必要な記載事項(カード申込書面に記載すべき事項)の記載を希望しない場合、または第2条および第3条①を除く本条項の内容の全部または一部を承認できない場合は、当社が本契約を拒否する場があることに同意するものとします。

- 第8条(利用停止の申出)**
第2条および第3条①の目的を得る範囲内で当社が個人情報を利用、提供している場合であっても、会員が第2条および第3条①の目的での利用停止の申出をした場合は、当社は、それ以降の当該目的の利用を停止する措置を取るとします。ただし、当社が送付する「ご利用明細書」等に同封する封入物の送付停止の申出はできないものとします。

- 第9条(契約が不成立の場合の同意)**
会員は、本契約が不成立の場合であっても、本条項により申込みをした事実の情報を、会員の返済または支払能力・返済能力の調査のために、加盟機関が第4条記載の期間登録し、加盟機関の会員に利用されることに同意するものとします。

- 第10条(条項の変更)**
本条項は、法令に定める手続きにより、必要な範囲内で変更できるものとします。
第11条(個人情報の開示に関する問い合わせ窓口)
個人情報については、個人情報管理室が責任部署となります。なお、個人情報の開示・削除・訂正に関する請求窓口および個人情報に関するお問い合わせ先は以下のとおりです。
住所:吹田市豊津町9番1号 EDGE江坂
担当部署:株式会社アプラス お客さま相談室
電話番号:0570-001-770
URL:https://www.aplus.co.jp/

(同意202401版) 548-1740

本書面に記載の「会員規約」および「個人情報の取扱いに関する同意事項」を確認のうえ、同意・承認いたしましたので署名・捺印いたします。

年 月 日

氏名 _____

印 _____

※代表者の個人印

「犯罪による収益の移転防止に関する法律」に基づき以下についてご記入ください

個人または個人事業主の方はご記入ください

(1) お申込みのお客さまが個人または個人事業主の場合

外国PEPs(Politically Exposed Person)に関する確認事項について

お客さまは、以下の1または2のいずれかに該当しますか? 「はい」「いいえ」のいずれか一方に○をしてください。いずれにも○がない場合は「いいえ」とみなします。

1 以下の「外国政府等において重要な地位を占める方」に該当する方または過去にこれらの者であった方

- 1) 我が国における内閣総理大臣その他の国務大臣及び副大臣に相当する職
- 2) 我が国における衆議院議長、衆議院副議長、参議院議長又は参議院副議長に相当する職
- 3) 我が国における最高裁判所の裁判官に相当する職
- 4) 我が国における特命全権大使・特命全権公使、特派大使、政府代表又は全権委員に相当する職
- 5) 我が国における統合幕僚長、統合幕僚副長、陸上幕僚長、陸上幕僚副長、海上幕僚長、海上幕僚副長、航空幕僚長又は航空幕僚副長に相当する職
- 6) 中央銀行の役員
- 7) 予算について国会の議決を経、又は承認を受けなければならない法人の役員

2 上記1に掲げる者の家族(配偶者(事実婚含みます)、父母、子、兄弟姉妹、並びに、これらの者以外の配偶者の父母および子)

いいえ はい

「はい」に○をされた方は、上記のいずれに該当するかその国名および(国名) 職位名を具体的に右記にご記入ください。(職位)

(2) お申込みのお客さまが法人の場合

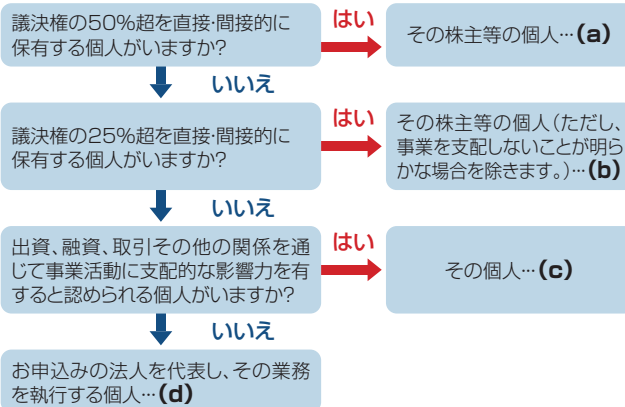
※ お申込みのお客さまが個人または個人事業主の場合は記入不要です。

1 実質的支配者の本人特定事項について

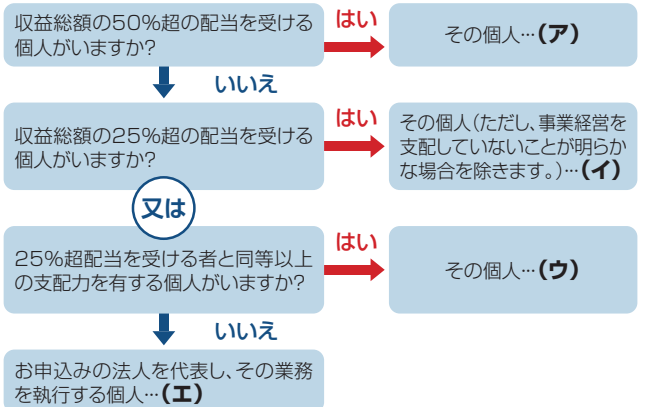
申込法人が株式会社等(※1)の場合は以下のAの、株式会社等以外(※2)の場合は以下のBの質問に沿って、(a)~(d)または(A)~(E)に該当する方の「氏名」、「住所」、「生年月日」をご記入いただくとともに、「法人との関係性」について、該当する記号((a)~(d)または(A)~(E))をご記入ください。

※1 株式会社、有限会社、特定目的会社、投資法人の場合 ※2 合同会社、一般社団法人、一般財団法人、医療法人、学校法人、宗教法人等の場合

A. お客さまが株式会社等の法人の場合



B. お客さまが株式会社等以外の法人の場合



法人の方はご記入ください

1	フリガナ	生年月日	昭和	平成	年	月	日		
	お名前	法人との関係性	a	b	c	d	A	I	U
2	フリガナ	生年月日	昭和	平成	年	月	日		
	お名前	法人との関係性	a	b	c	d	A	I	U
3	フリガナ	生年月日	昭和	平成	年	月	日		
	お名前	法人との関係性	a	b	c	d	A	I	U

2 外国PEPs(Politically Exposed Person)に関する確認事項について

上記(2)①でご記入いただいた個人の方は、上記(1)1または2のいずれかに該当しますか? 「はい」「いいえ」のいずれか一方に○をしてください。いずれにも○がない場合は「いいえ」とみなします。

いいえ はい

「はい」に○をされた方は、上記のいずれに該当するかその国名および(国名) 職位名を具体的に右記にご記入ください。(職位)

アプラス預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書 (㊤㊦)

株式会社アプラスへ支払う利用代金等を、預金口座振替(自動払込み)により支払うこととしたいので、下記事項(ゆうちょ銀行をご指定の場合は、自動払込み規定が適用される)を確約のうえ、依頼いたします。

会員番号 008

金融機関コード 支店コード 振替(払込)日:毎月27日(休業日の場合はその翌営業日)

下記太枠の中のみご記入、お届け印をご捺印のうえ、ご返送ください。

ご希望の金融機関と口座名義人欄をご記入のうえ、お届け印を押印してください。

※ゆうちょ銀行または金融機関へのお届けのご印鑑をお願いします。

ゆうちょ銀行	種目コード 1 6 6 3 4 1	種別 0	通帳記号	通帳番号(右からつめてご記入ください。)
金融機関	払込先口座番号 00920-6-15030	払込先加入者名 株式会社 アプラス	払込日:毎月27日	〔休業日の場合はその翌営業日〕
銀行 信用金庫 信用組合 農業協同組合	銀行 信用金庫 信用組合 農業協同組合	支店 出張所 御中		
預金種目	口座番号(右からつめてご記入ください。)			
1. 普通 (総合口座)	2. 当座			

フリガナも必ずご記入ください

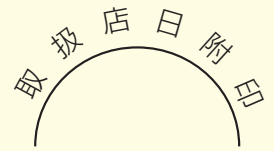
フリガナ
口座名義人

お届け印

捺印
捺印
(ゆうちょ銀行を除く)

預金口座振替規定(ゆうちょ銀行を除く)

- 貴行に請求書が送付されたときは、私に通知することなく、請求書記載金額を預金口座から引落しのうえ、お支払いください。この場合、預金規定または当座規定にかかわらず、預金通帳、同払戻し請求書の提出、または小切手の振出しはいたしません。
- 振替日において、請求書記載金額が預金口座から払戻しことのできる金額(当座貸越を利用できる範囲内の金額を含む)を超えるときは、私に通知することなく、請求書を返却しても差し支えありません。また、指定日以降に再度振替られても異議はございません。
- この契約を解約するときは、私から貴行に書面により届出ます。なお、この届出がないまま、長期間にわたり会社から請求がない等相当の事由があるときは、特に申出がない限り、貴行はこの契約が終了したものとして、お取扱いいただいても差し支えありません。
- 振替日の変更された場合には、請求書に記載された日をもって処理されても異議はございません。
- 上記会員番号につき、別番号の追加利用、または変更があっても本書は有効としてお取扱いいただいても差し支えありません。
- この預金口座振替について、かりに紛議が生じても貴行の責めによる場合を除き、貴行にはご迷惑をおかけいたしません。



振替日	株式会社アプラスの指定する日(休業日の場合は翌金融機関営業日)	検印	印鑑照合	受付印
振替開始日	株式会社アプラスの事務手続完了次第			

金融機関記入欄	1. 印鑑相違 2. 印鑑不鮮明 3. 預金種目相違 4. 口座番号相違 5. 名義人相違	6. 預金取引なし 7. 支店名相違 8. その他
---------	---	---------------------------------

口座振替依頼書・自動払込利用申込書に不備がありましたら、左記該当箇所にお印をつけ、至急アプラスにご返送ください。
返送先 〒556-8535 大阪市浪速区湊町一丁目2番3号 マルイト難波ビル17階
株式会社アプラス オペレーションセンター 口座振替係

アプラス預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書 記入例

●法人の方

アプラス預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書 (㊤㊦)

株式会社アプラスへ支払う利用代金等を、預金口座振替(自動払込み)により支払うこととしたいので、下記事項(ゆうちょ銀行をご指定の場合は、自動払込み規定が適用される)を確約のうえ、依頼いたします。

会員番号 008

金融機関コード 支店コード 振替(払込)日:毎月27日(休業日の場合はその翌営業日)

下記太枠の中のみご記入、お届け印をご捺印のうえ、ご返送ください。

ご希望の金融機関と口座名義人欄をご記入のうえ、お届け印を押印してください。

※ゆうちょ銀行または金融機関へのお届けのご印鑑をお願いします。

ゆうちょ銀行	種目コード 1 6 6 3 4 1	種別 0	通帳記号	通帳番号(右からつめてご記入ください。)
金融機関	払込先口座番号 00920-6-15030	払込先加入者名 株式会社 アプラス	払込日:毎月27日	〔休業日の場合はその翌営業日〕
銀行 信用金庫 信用組合 農業協同組合	銀行 信用金庫 信用組合 農業協同組合	支店 出張所 御中		
預金種目	口座番号(右からつめてご記入ください。)			
1. 普通 (総合口座)	2. 当座			

フリガナも必ずご記入ください

フリガナ
アプラスサービス株式会社
代表取締役 山田 一郎

お届け印

捺印
捺印
(ゆうちょ銀行を除く)

ゆうちょ銀行とゆうちょ銀行以外の金融機関のどちらかを指定し、金融機関お届け印・捺印をご捺印ください。
※お申込者と同一名義の法人口座に限りです。

口座名義人欄には、法人名・代表取締役などの肩書・代表者名を金融機関登録通りご記入ください。
※法人名のみで提出されると、金融機関で名義人相違不備扱いされる場合がございます。

●個人事業主の方

アプラス預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書 (㊤㊦)

株式会社アプラスへ支払う利用代金等を、預金口座振替(自動払込み)により支払うこととしたいので、下記事項(ゆうちょ銀行をご指定の場合は、自動払込み規定が適用される)を確約のうえ、依頼いたします。

会員番号 008

金融機関コード 支店コード 振替(払込)日:毎月27日(休業日の場合はその翌営業日)

下記太枠の中のみご記入、お届け印をご捺印のうえ、ご返送ください。

ご希望の金融機関と口座名義人欄をご記入のうえ、お届け印を押印してください。

※ゆうちょ銀行または金融機関へのお届けのご印鑑をお願いします。

ゆうちょ銀行	種目コード 1 6 6 3 4 1	種別 0	通帳記号	通帳番号(右からつめてご記入ください。)
金融機関	払込先口座番号 00920-6-15030	払込先加入者名 株式会社 アプラス	払込日:毎月27日	〔休業日の場合はその翌営業日〕
銀行 信用金庫 信用組合 農業協同組合	銀行 信用金庫 信用組合 農業協同組合	支店 出張所 御中		
預金種目	口座番号(右からつめてご記入ください。)			
1. 普通 (総合口座)	2. 当座			

フリガナも必ずご記入ください

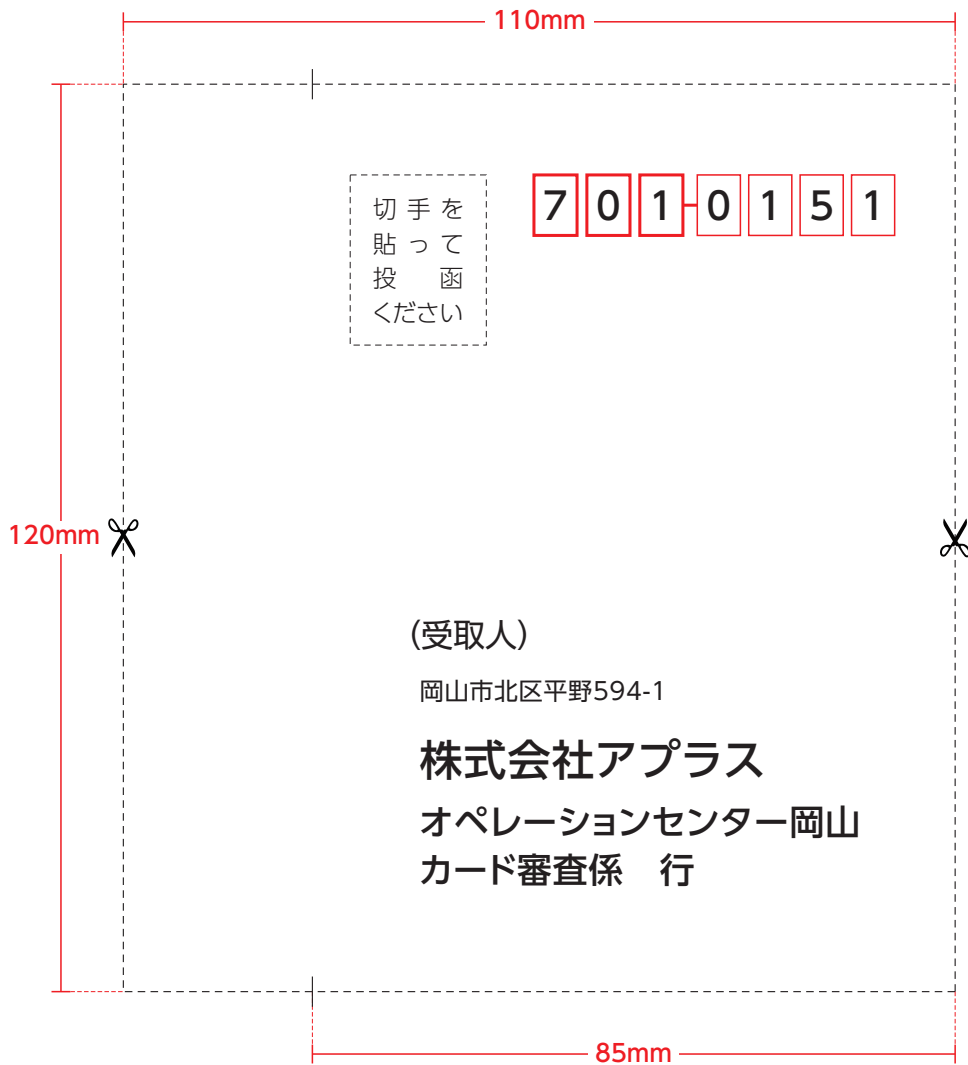
フリガナ
ヤマダショウテン ヤマダイチロウ
山田商店 代表山田一郎

お届け印

捺印
捺印
(ゆうちょ銀行を除く)

ゆうちょ銀行とゆうちょ銀行以外の金融機関のどちらかを指定し、金融機関お届け印・捺印をご捺印ください。
※お申込者と同一名義の個人口座に限りです。

封筒貼付用宛先ラベル



点線で切り取り、市販の封筒に貼ってご利用ください。

- お手数ではございますが、封入いただいた書類の重量に合った切手を貼付してご投函ください。切手はお客さまにてご用意ください。

- 長形4号封筒に貼っていただく場合、宛先ラベル用紙の85mmの位置で切っていただいたうえご利用ください。

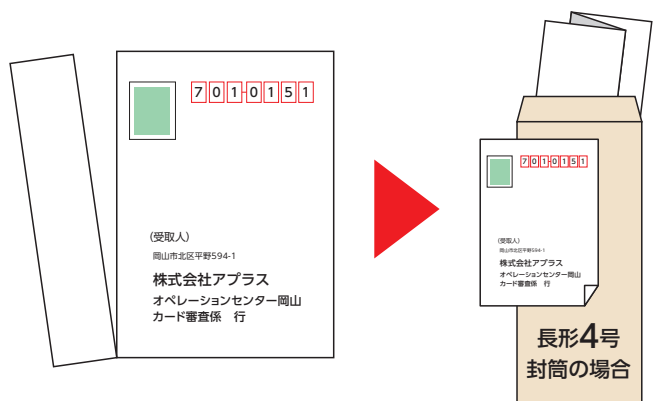
長形3号封筒の場合

110mmの位置で切ってご利用ください。



長形4号封筒の場合

85mmの位置で切ってご利用ください。



重要 本人確認書類等ご提出のお願い

お申込みいただく際は、以下の本人確認書類等のコピーのいずれかをご提出いただきますよう、お願い申し上げます。
 「犯罪による収益の移転防止に関する法律」に基づき、法人の本人確認(名称、本店または主たる事務所の所在地)、法人の事業内容の確認、および代表者または個人事業主の本人確認(氏名、住居、生年月日)が必要となります。(現在有効なもの)

1. お申込みに必要な書類について

法人	個人事業主	+	本人確認書類記載の住所と入会申込書にご記入の現住所が異なる場合
下記「2.必要書類」のうち ①②③の書類	下記「2.必要書類」のうち ④の書類		下記「2.必要書類」のうちの補完書類

2. 必要書類 (コピー) 現在有効なもの。A4用紙にコピーのうえご提出ください。(※有効期限のない公的証明書については、発行日から6ヶ月以内のものに限ります)

- ①法人の本人確認書類 (以下のいずれか1点)
 - 登記事項証明書 ● 印鑑登録証明書 ● 官公庁発行書類で法人の名称と本店または主たる事務所の所在地の記載があるもの
 - ②法人の事業内容が確認できる書類 (以下のいずれか1点)
 - 登記事項証明書※注 ● 定款 ● 官公庁発行書類で法人の事業の内容の記載があるもの ※注)①で登記事項証明書を提出いただいた場合は不要です。
 - ③法人代表者の本人確認書類 (以下のいずれか1点)
 - ④個人事業主の本人確認書類 (以下のいずれか2点)
 - 「お名前」「生年月日」「ご住所」が記載されているページを原寸大でコピーのうえ、ご提出ください。
 - 運転免許証または運転経歴証明書
 - 住所変更されている場合裏面コピーも必要。運転経歴証明書は平成24年4月1日以降に交付されたものに限る。
- 運転免許証または運転経歴証明書をお持ちでない方.....
- パスポート 写真およびご住所のページ
 - ※2020年2月4日以降に申請されたパスポートの場合は、住所記載欄(所持人記入欄)がないため、補完書類からご本人名義で現住所が確認できる書類を1点追加し、合計3点をご提出下さい。
 - 各種健康保険証 お申込人ご本人のお名前・生年月日・住所、各種保険証の名称・発行主体および交付年月日のページ
 - ※なお、保険者番号および被保険者等の記号・番号については、マスキング(黒く塗りつぶすなど)を施したうえでご提出をお願いします。
 - マイナンバー(個人番号)カード お申込み人ご本人の顔写真・お名前・生年月日・ご住所が記載されている面のコピー(裏面は不要です)
 - ※個人番号(マイナンバー)の「通知カード」は、本人確認書類としてお取扱いきれません。別の書類をご用意ください。
 - 住民票の写し 発行日から6ヶ月以内(個人番号が記載されている場合は、個人番号を黒く塗りつぶしてください。)
 - その他 各種年金手帳・在留カード・特別永住者証明書
 - ※青色の年金手帳で「住所欄」がない場合は、補完書類からご本人名義で現住所が確認できる書類を1点追加し、合計3点をご提出下さい。

補完書類

上記①、③、④に記載の住所と入会申込書にご記入いただいた現住所(法人所在地、法人代表者または個人事業主ご自宅住所)が異なる場合は、現住所の記載されている下記書類(法人所在地・法人代表者の場合はいずれか1点、個人事業主の場合は2点)のコピーを併せてご提出ください。
 (いずれも発行日(領収書の場合は領収日付)から6ヶ月以内のもの。なお法人住所の確認書類は、申込書ご記入の法人名義と同一名義、代表者または個人事業主ご自宅住所の確認書類はご本人さま名義に限ります。)

- 国税または地方税の領収書または納税証明書 ● 社会保険料の領収書 ● 公共料金の領収書(固定電話、電力会社、水道局、ガス会社、NHK発行のもの)

※プロパンガスおよび携帯電話料金の領収書、公共料金の請求書、口座振替の通知はお取扱いきません。
 ※市町村合併等によりご住所の表示が異なる場合についても、住所が同一であることが分かる書類(区整証明書等、他の本人確認書類もしくは上記領収書等のいずれか)を併せてご提出ください。

カードショッピングのご案内

ご利用先およびご利用分のお支払い方法

日本国内 でのご利用分	アプラスおよびアプラス加盟店	● 翌月1回払い ● リボルビング払い ● ボーナス一括払い ● ボーナス二括払い ● 回数指定分割払い
	Visa/JCB 加盟店	● 翌月1回払い ● リボルビング払い ● ボーナス一括払い ● ボーナス二括払い ● 回数指定分割払い
日本国外 でのご利用分	Visa/JCB 加盟店	● 翌月1回払い

※ご利用先により、一部取扱いできないお支払方法がございます。
 ※「翌月1回払い」には締切日により当月1回払いとなる場合を含みます。

回数指定分割払い

支払回数と手数料率

支払回数(回)	1	2	3	6	10	12	15	18	20	24	ボーナス一括二括
支払期間(ヶ月)	1~2	2~3	3~4	6~7	10~11	12~13	15~16	18~19	20~21	24~25	—
分割払手数料率(実質年率)(%)	—	—	10.76	12.23	12.88	13.03	13.16	13.23	13.25	13.27	—
ご利用代金100円あたりの手数料の額(円)	0	0	1.80	3.60	6.00	7.20	9.00	10.80	12.00	14.40	0

※手数料率は、金融情勢等により改定させていただく場合がございます。
 ※支払回数はご利用先により相違する場合がございます。

お支払い例

[30,000円(税込)のお買い物を10回払い(頭金なし)でされた場合]
 ○ 分割払手数料: 30,000円×6.00÷100円=1,800円
 ○ 支払総額: 30,000円+1,800円=31,800円
 ○ 分割支払金: 初回お支払い 3,900円⇒31,800円-(3,100円×9回) 2回~10回目 3,100円
 ⇒(30,000円+1,800円)÷10回=3,180円
 …100円未満は端数切捨て

遅延損害金

遅滞発生時における法定利率
 ※ただし、支払期間が2ヶ月を超えない支払方法の場合は14.60%(実質年率)

リボルビング払い

手数料率 月利1.50%(実質年率18.00%)
リボルビング払い月々の弁済金
 当初リボルビング払い月々の弁済金は20,000円に手数料を加算した金額とさせていただきます。
 ※月々の弁済金の変更をご希望の場合は、アプラスまでご連絡ください。
お支払い時期 毎月の締切日(5日)のご利用残高を基に計算し、当月27日(休日の場合は翌金融機関営業日)にお支払いいただきます。
計算方法 手数料※=毎月の締切日(5日)のご利用残高×月利...月々のお支払い元金に加算されます。
 ※「手数料」とは包括信用購入あっせんの手数料をいいます(以下同じ)。

お支払い例 [12/10に50,000円(税込)のお買い物をされ、月々のお支払い元金が20,000円の場合]

お支払日	1/27	2/27	3/27
当月お支払い前ご利用代金残高	50,000円	30,000円	10,000円
当月の弁済金	20,750円	20,450円	10,150円
お支払い元金	20,000円	20,000円	10,000円
手数料	750円 [50,000円×1.50%]	450円 [30,000円×1.50%]	150円 [10,000円×1.50%]
当月お支払い後ご利用代金残高(翌月繰越)	30,000円	10,000円	—

※途中の追加のご利用がない場合 月利1.50%(実質年率18.00%)

遅延損害金 14.60%(実質年率)

カード年会費

初年度年会費無料 / 次年度以降 カード発行枚数1枚あたり 2,750円(税込)

お問合わせ先

株式会社 アプラス (カスタマーサポート)
 〒556-8535 大阪市浪速区湊町一丁目2番3号
0570-008-789 [受付時間 9:30~17:30(日祝休)]
 ※0570(ナビダイヤル)は有料です。 ※国際電話、IP電話をご利用の場合は、03-5819-5870または06-6368-7254におかけください。 ※お電話の際は、もう一度番号を確認し、おかけ間違いのないようご注意ください。

